令和3年5月18日開会令和3年5月18日閉会

令和3年 第1回臨時会会議録

小 豆 島 町 議 会

令和3年第1回小豆島町議会臨時会会議録

小豆島町告示第42号

地方自治法 (昭和 22 年度法律第67号) 第101条第1項の規定により、 令和3年第1回小豆島町議会臨時会を次のとおり招集する。

令和3年5月10日

小豆島町長 松 本 篤

記

- 1. 期 日 令和3年5月18日(火)
- 2. 場 所 小豆島町議会議場
- 3. 付議事件
 - (1) 専決処分の報告について

(損害賠償の額を定め、和解することについて)

(小豆島町離島振興対策実施地域における町税の特別措置条例の一部を改正する条例について)

(2) 専決処分の承認について

(小豆島町過疎地域における町税の特別措置条例の一部を改正する条例について)

(小豆島町税条例等の一部を改正する条例について)

- (3) 竹生漁港防波堤建設地盤改良工事に係る工事請負契約について
- (4) 竹生漁港防波堤建設ブロック製作工事に係る工事請負契約につ いて
- (5) 令和3年度小豆島町一般会計補正予算(第1号)

開 会 令和3年5月18日(火曜日)午前 9時58分

閉 会 令和3年5月18日(火曜日)午前11時15分

出席、欠席(応招、不応招)議員名

出席〇欠席×

議席番号		氏	名		5月18日
1	藤	本	傳	夫	0
2	111	木		卓	0
3	大	下		淳	×
4	森		弘	章	0
5	藤	井	孝	博	×
6	中	松	和	彦	0
7	大	ЛП	新	也	0
8	柴	田	初	子	0
9	森			祟	0
10	森	П	久	士	0
11	安	井	信	之	0
1 2	鍋	谷	真日	由 美	0
13	浜	П		勇	0
1 4	谷		康	男	0

地方自治法第121条の規定による出席者

名	哉	E	E	彳	<u>7</u>	第1日
町	長	松	本		篤	0
副町	長	松	尾	俊	男	0
教育	長	坂	東	民	哉	0
参事総務課	兼 長	久	利	佳	秀	0
参	兼 課 長	後	藤	正	樹	0
参 事 健康づくり福祉	兼 :課長	濵	田		茂	0
企画財政記	果 長	川看	音田	光	憲	0
税 務 課	長	清	水	_	彦	0
住民生活言	果 長	谷	本	靜	香	0
高齢者福祉	課 長	中	島	有	紀	0
商工観光記	果 長	入	倉	哲	也	0
農林水産課オリーブ調		真	砂	智	規	0
建設課	長	唐	橋	幹	隆	0
住まい政策	課長	山	П	総-	一郎	0
会 計 管 理	! 者	古	郷	信	子	0
介護保険施設事	務長	堀	内	宏	美	0
生涯学習記	果 長	Щ	本	重	敏	0
総務課課長	補佐	相	原	隆	幸	0

職務のため出席した者の氏名 議会事務局長 森 貞 二 書 記 立 住 貴 彦

議事日程

別紙のとおり

令和3年第1回小豆島町議会臨時会議事日程

令和3年5月18日(火)午前10時00分 開議

- 第1 会議録署名議員の指名について
- 第2 会期の決定について
- 第3 報告第3号 専決処分の報告について (損害賠償の額を定め、和解することについて) (町長提出)
- 第4 報告第4号 専決処分の報告について (小豆島町離島振興対策実施地域における町税の特別措置条例の一部を 改正する条例について) (町長提出)
- 第5 議案第22号 専決処分の承認について (小豆島町過疎地域における町税の特別措置条例の一部を改正する条例 について) (町長提出)
- 第6 議案第23号 専決処分の承認について (小豆島町税条例等の一部を改正する条例について) (町長提出)
- 第7 議案第24号 竹生漁港防波堤建設地盤改良工事に係る工事請負契約について (町長提出)
- 第8 議案第25号 竹生漁港防波堤建設ブロック製作工事に係る工事請負契約について (町長提出)
- 第9 議案第26号 令和3年度小豆島町一般会計補正予算(第1号) (町長提出) (町長提出)

開会 午前9時58分

○議長(谷 康男君) おはようございます。

携帯電話をマナーモードに切り替えてください。

なお、10月末までの間、クールビズを実施することとし、ネクタイ、上着の着用は自由 とします。

本日は、何かとご多用のところご参集くださいまして、ありがとうございます。

本臨時会の議事日程等につきましては、先ほど開催しました議会運営委員会におきましてお手元に配付のとおり決定しましたので、皆様のご協力をお願いいたします。

開会に先立ちまして、町長から臨時議会招集のご挨拶があります。町長。

○町長(松本 篤君) 本日、令和3年小豆島町議会第1回臨時会が開催されるに当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

議員の皆様には、何かとご多用の中ご出席を賜り、誠にありがとうございます。

ご承知のとおり、新型コロナウイルス感染症については、全国的に感染拡大の傾向に歯 止めがかかっておらず、香川県におきましても県が定める最高の警戒レベル「緊急事態対 策期」に移行したものの、依然として新規感染者数が高い水準で推移しているなど、予断 を許さない状況にあります。

町といたしましては、引き続き、感染拡大防止に向けた注意喚起に取り組んでまいりますので、議員各位におかれましても、ご理解とご協力をよろしくお願い申し上げます。

一方、ワクチン接種につきましては、香川県、また小豆郡医師会などと連携をより一層 強化し、接種を加速するため、現在、6月からの集団接種の開始に向けて準備を進めてい るところでございます。

さて、本臨時会では、専決処分の報告2件及び承認2件、契約案件2件、補正予算案件 1件をご提案させていただくこととしております。

議案の内容につきましては、後ほど説明させていただきますが、十分ご審議いただき、 ご議決賜りますようお願いいたしまして、誠に簡単ではございますが、今期臨時会に当た ってのご挨拶といたします。

○議長(谷 康男君) 次に、既に議員各位もご承知のことと思いますが、去る4月1日 付で町の人事異動があり、課長級などの一部が変わっております。異動のあった職員のみ ご挨拶をお願いいたします。高齢者福祉課長。

○高齢者福祉課長(中島有紀君) 4月1日付で高齢者福祉課長を拝命しました中島でございます。高齢者の方が幾つになっても、できる限り住み慣れた地域で暮らし続けられる

よう、健康づくり、介護予防、在宅支援、介護保険の運営などに課員とともに取り組んでまいりますので、今後ともご指導、ご鞭撻のほどよろしくお願いいたします。

- ○議長(谷 康男君) 会計管理者。
- ○会計管理者(古郷信子君) 4月1日付で会計管理者を拝命しました古郷です。出納室での勤務は、約8年ぶりとなります。今回、町の会計事務をつかさどる立場となり、また以前とは違った新たな業務に日々追われておりますが、町民の皆様からお預かりしました税金等、行政運営を支えます大切な交付金をお預かりする者としまして、適正な支出、また運用に取り組んでまいりたいと思いますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。
- ○議長(谷 康男君) ありがとうございました。

本日の欠席届出議員は3番大下議員、5番藤井議員です。ただいまの出席議員は12名で、定足数に達しておりますので、本日の第1回臨時会は成立いたしました。

これより開会します。 (午前10時02分)

直ちに本日の会議を開きます。

これより日程に入ります。日程はお手元に配付のとおりであります。

~~~~~~~~~~~~~

日程第1 会議録署名議員の指名について

○議長(谷 康男君) 日程第1、会議録署名議員の指名についてでありますが、会議規則第125条の規定により、9番森崇議員、10番森口久士議員を指名しますので、よろしくお願いします。

 $\sim\sim\sim\sim\sim\sim\sim\sim\sim\sim\sim$ 

日程第2 会期の決定について

○議長(谷 康男君) 次、日程第2、会期の決定についてを議題とします。 お諮りします。

本臨時会の会期は本日1日にしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(谷 康男君) 異議なしと認めます。よって、本臨時会は本日1日と決定しました。

~~~~~~~~~~~~~

日程第3 報告第3号 専決処分の報告について(損害賠償の額を定め、和解することについて)

○議長(谷 康男君) 次、日程第3、報告第3号専決処分の報告について町長の報告を

求めます。町長。

○町長(松本 篤君) 報告第3号専決処分の報告についてご説明を申し上げます。

公用車の接触事故に係る損害賠償の額を定め、和解することについて、地方自治法第 180条第1項の規定により専決処分いたしましたので、同条第2項の規定により議会に報告するものでございます。

内容につきましては、担当課長から説明をいたします。

- ○議長(谷 康男君) 総務課長。
- ○総務課長(久利佳秀君) 上程議案集の2ページをお開きください。

報告第3号損害賠償の額を定め、和解することについての専決処分の報告についてご説 明申し上げます。

1ページおめくりください。

昨年12月21日に、片城甲44番地201前の道路において発生しました公用車の接触事故について、3月22日に和解いたしましたので、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分し、同条第2項の規定により議会に報告するものでございます。

事故の概要でございますけれども、高齢者福祉課職員の運転する公用車が、介護保険施設西側の町道から国道に合流するため、一旦停止後、右折で進入しようとしたところ、国道を東から西に直進してきた相手方の車両の右側面部に衝突したものでございます。

1、和解の相手方は、町内在住の個人でございます。2、和解の内容につきましては、(1)にありますように、本件事故に関し、損害賠償金として32万5,752円を支払うことで合意しております。なお、賠償金の全額は、町村会の保険で賄われることとなっております。以上で説明を終わります。

日程第4 報告第4号 専決処分の報告について(小豆島町離島振興対策実施地域に おける町税の特別措置条例の一部を改正する条例について)

○議長(谷 康男君) 次、日程第4、報告第4号専決処分の報告について町長の報告を 求めます。町長。

○町長(松本 篤君) 報告第4号専決処分の報告についてご説明を申し上げます。

過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の施行に伴い、租税特別措置法の一部が改正されたことから、小豆島町離島振興対策実施地域における町税の特別措置条例の一部を改正しましたので、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分を行い、同条第2項の規定に基づき議会に報告するものでございます。

内容につきましては、担当課長から説明いたします。

- ○議長(谷 康男君) 税務課長。
- ○税務課長(清水一彦君) それでは、報告第4号専決処分の報告についてご説明申し上げます。

上程議案集の5ページをお願いいたします。

過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法が、令和3年4月1日に施行されましたことに伴い、租税特別措置法の一部が改正されましたことから、本町条例が参照しております表の該当する号にずれが生じましたので、小豆島町離島振興対策実施地域における町税の特別措置条例第2条におきまして、改正前の「第2号」を改正後の「第3号」に改正するものでございます。

地方自治法第180条第1項の規定による小豆島町長専決処分指定事項第6項に該当しますことから、3月31日付で町長の専決処分を行い、地方自治法第180条第2項の規定により議会に報告するものでございます。以上で説明を終わります。

○議長(谷 康男君) 以上で報告を終わります。

 $\sim\sim\sim\sim\sim\sim\sim\sim\sim\sim\sim$

日程第5 議案第22号 専決処分の承認について(小豆島町過疎地域における町税の特別措置条例の一部を改正する条例について)

- ○議長(谷 康男君) 次、日程第5、議案第22号専決処分の承認についてを議題といた します。提案理由の説明を求めます。町長。
- ○町長(松本 篤君) 議案第22号専決処分の承認について提案理由のご説明を申し上げます。

本専決処分につきましては、過疎地域自立促進特別措置法が、令和3年3月末に期限を迎え、新たに施行された過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法等に規定されている経過措置に基づき、小豆島町過疎地域における町税の特別措置条例について所要の改正が必要となったため、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分を行い、同条第3項により議会の承認をいただこうとするものでございます。

詳細につきましては、担当課長から説明しますので、ご審議のほどよろしくお願い申し 上げます。

- ○議長(谷 康男君) 税務課長。
- ○税務課長(清水一彦君) それでは、議案第22号専決処分の承認についてご説明申し上げます。

上程議案集の9ページをお願いいたします。

本条例につきましては、過疎地域自立促進特別措置法、いわゆる旧過疎法が令和3年3月31日で期限を迎えましたことから、新過疎法、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法及び過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第24条の地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令が、それぞれ3月31日に公布、翌4月1日に施行されたことに伴い、本町の条例につきましても、その一部を改正する必要が生じましたので、専決処分をさせていただいたものでございます。

それでは、新旧対照表によりご説明させていただきます。

附則の改正でございます。令和3年3月31日に期限を迎えました過疎地域自立促進特別措置法、いわゆる旧過疎法の適用期限に併せて、本町の条例につきましても、令和3年3月31日に効力を失うこととしておりました。旧過疎法第31条に規定された固定資産税の課税免除等に伴う3か年度の減収補填を前提とした条例であるため、令和3年3月31日までに新増設したものについて、引き続き固定資産税の課税免除等を行うことができるよう、条例の効力を延長させるための改正でございます。なお、新たな小豆島町過疎計画がスタートする際に、新過疎法に対応する条例を改めて提案させていただく予定でございます。以上、改正の概略と重点を説明させていただきました。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長(谷 康男君) これから質疑を行います。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(谷 康男君) 質疑がないようですから、質疑を終わります。 これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(谷 康男君) 討論なしと認めます。討論を終わります。 これから採決します。

議案第22号は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(谷 康男君) 異議なしと認めます。よって、議案第22号専決処分の承認については原案のとおり承認することに決定されました。

 $\sim\sim\sim\sim\sim\sim\sim\sim\sim\sim\sim$

日程第6 議案第23号 専決処分の承認について(小豆島町税条例等の一部を改正 する条例について) ○議長(谷 康男君) 次、日程第6、議案第23号専決処分の承認についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。町長。

○町長(松本 篤君) 議案第23号専決処分の承認について提案理由のご説明を申し上げます。

本専決処分につきましては、地方税法等の一部を改正する法律が令和3年4月1日から施行されたことに伴い、小豆島町税条例に所要の改正が必要となったため、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分を行い、同条第3項により議会の承認をいただこうとするものでございます。

詳細につきましては、担当課長から説明しますので、ご審議のほどよろしくお願い申し 上げます。

- ○議長(谷 康男君) 税務課長。
- ○税務課長(清水一彦君) 議案第23号専決処分の承認についてご説明申し上げます。 上程議案集の13ページをお願いいたします。

本条例につきましては、地方税法等の一部を改正する法律、地方税法施行令等の一部を改正する政令、地方税法施行令の一部を改正する政令、地方税法施行規則等の一部を改正する省令及び地方税法施行規則の一部を改正する省令が令和3年3月31日にそれぞれ公布され、令和3年4月1日をはじめとして、地方税法の改正で2段階に及んで施行されることに伴い、本町の税条例についてもその一部を改正する必要が生じましたので、専決処分をさせていただいたものでございます。

それでは、地方税法等の改正に伴う小豆島町税条例の一部を改正する条例につきまして、新旧対照表により逐条ごとを基本に説明させていただきます。

今回の改正は、2条立ての構成となっており、第1条は税条例の一部改正、第2条は税条例の一部を改正する条例の改正となっております。なお、説明は主要な改正部分のみとさせていただき、条文の整備による改正等につきましては割愛させていただきますので、ご了承をお願いいたします。

初めに、第1条による改正は、26ページまでにわたります。これについては、原則令和3年度施行でございます。1ページ目の第24条第2項は、個人町民税の非課税の範囲措置についての改正です。令和2年度の改正において、扶養控除について、その対象となる扶養親族から30歳以上70歳未満の国外居住親族を原則として除くこととされたことに伴い、個人住民税均等割、所得割の非課税限度額及び個人住民税均等割の条例軽減についても、その基準の判定に用いる扶養親族の範囲を扶養控除の取扱いと同様とすることができると

するものです。これについては、令和6年1月1日以後の個人町民税について適用となります。

次のページにかけての第34条の7、第1号は、寄附金税額控除についての改正です。特定公益増進法人等に対する寄付金控除について、対象となる寄付金から出資に関する業務に充てることが明らかな寄附金を除外するものでございます。これについては、令和4年1月1日以後の適用となります。

16ページをお願いいたします。

中段に記載の第53条の8第1号は、退職所得申告書の定義に係る規定の整備です。今回の改正では、勤続年数5年以下の法人役員等以外の職員の退職金については、退職所得控除額を控除した残額の300万円を超える部分について、2分の1課税を適用しないこととするものでございます。

続いて、附則条文の改正になります。23ページをお開き願います。

中段に記載の附則第15条の2からは、軽自動車税に関する改正でございます。附則第15条には、環境性能割の臨時的軽減の適用期間の延長について規定しております。新型コロナウイルス感染症の状況や経済の動向、臨時的軽減が環境インセンティブ機能に与える影響等を総合的に勘案して、軽自動車を取得した場合、軽自動車税環境性能割の税率を1%分軽減する特例措置について、その適用期間を9か月延長し、令和3年12月31日までに取得したものを対象とするものでございます。

ページ下段に記載の附則第16条からは、軽自動車税の種別割の税率の特例の延長です。 軽自動車の種別割のグリーン化特例について、環境性能割を補完する制度であることを踏まえ、50%軽減及び25%軽減の対象を営業乗用車に限定した上で、特例の期限を2年間延長する改正となります。

26ページをお願いします。

附則第25条の2は、新型コロナウイルス感染症等に係る住宅借入金等特別税額控除の特例に関する改正です。住宅借入金等特別税額控除の延長等に伴う措置として、控除期間を13年間とする住宅ローン控除の特例について延長し、一定の期間契約した場合、令和4年末までの入居者を対象とする改正となります。

続きまして、第2条の改正になります。28ページまでにわたります。

第2条は、令和2年条例第15号の改正条例の改正をする規定であり、主に法律改正に併せた改正として、項ずれを反映させているものでございます。

最後になりますが、附則として、先ほど述べました第1条から第2条までの改正の年度

に応じたタイミングに合わせて施行の期日とその経過措置を規定してございます。経過措置として、改正前の年度については、なお従前の例によるものとし、改正後には即時の適用を規定しており、その場合の条文適用の明確性を確保するための規定を記載しております。以上、簡略ではございますが、小豆島町税条例の一部を改正する条例についての説明を終わります。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長(谷 康男君) これから質疑を行います。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(谷 康男君) 質疑がないようですから、質疑を終わります。 これから討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(谷 康男君) 討論なしと認めます。討論を終わります。 これから採決します。

議案第23号は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(谷 康男君) 異議なしと認めます。よって、議案第23号専決処分の承認については原案のとおり承認することに決定しました。

 $\sim\sim\sim\sim\sim\sim\sim\sim\sim\sim\sim$

日程第7 議案第24号 竹生漁港防波堤建設地盤改良工事に係る工事請負契約について

日程第8 議案第25号 竹生漁港防波堤建設ブロック製作工事に係る工事請負契約 について

○議長(谷 康男君) 次、日程第7、議案第24号竹生漁港防波堤建設地盤改良工事に係る工事請負契約について及び日程第8、議案第25号竹生漁港防波堤建設ブロック製作工事に係る工事請負契約については相関する案件でありますので、併せて提案理由の説明を求めます。町長。

○町長(松本 篤君) 議案第24号竹生漁港防波堤建設地盤改良工事に係る工事請負契約 について提案理由のご説明を申し上げます。

本案は、竹生漁港防波堤建設事業における地盤改良工事に係る工事請負契約につきまして、地方自治法第96条第1項第5号の規定により議会の議決を求めるものでございます。

また、議案第25号につきましても、同事業におけるブロック製作工事に係る工事請負契 約につきまして、同法の規定により議会の議決を求めるものでございます。 詳細につきましては、担当課長から説明いたしますので、ご審議のほどよろしくお願い 申し上げます。

- ○議長(谷 康男君) 日程第7、議案第24号竹生漁港防波堤建設地盤改良工事に係る工事請負契約についての内容説明を求めます。建設課長。
- ○建設課長(唐橋幹隆君) 議案第24号竹生漁港防波堤建設地盤改良工事に係る工事請負 契約につきましてご説明をいたします。

上程議案集31ページをお開きください。

提案理由につきましては、竹生漁港におきまして泊地内の静穏度が確保できないことから、物揚げ場への係船及び物揚げ作業に支障を来しております。そのため、既設の防波堤の沖に防波堤を建設する工事でございます。

予定価格が5千万円を超えますことから、小豆島町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条及び地方自治法第96条第1項第5号の規定により議会の議決を求めるものです。

1、契約の目的は、竹生漁港防波堤建設地盤改良工事でございます。 2、契約の方法は、一般競争入札による契約でございます。 3、契約の金額は1億2,155万円でございます。契約の相手方は、香川県小豆郡小豆島町当浜乙525番27、田村石材株式会社代表取締役田村樹雄でございます。

32ページをお開きください。

工事の概要です。1、工事名、2、契約金額、3、落札業者は、先ほど説明したとおりです。4、工期は、町が指定する日からとし、本議会の承認の日から令和3年9月30日までです。5、工事概要は、地盤改良工、サンドコンパクションパイル工法。延長が91メーター、くいの本数は330本です。6、入札業者は、田村石材株式会社と有限会社大和建設でした。

次に、33ページの図面をご覧ください。

左肩の図面は、竹生漁港の全体図です。図面上側が海で、下側は陸となっております。 一点鎖線が漁港区域で、左右の防波堤の沖に今回計画する防波堤を建設する予定です。

標準断面図をご覧ください。セルラーブロックを海底に設置するための地盤改良工事です。基礎ぐいである砂のくいを打設する計画で、赤の網かけ部分がくいを表しておりまして、直径1.1メートル、長さ5.5メートルから7メートルの砂ぐいを91メートルの区間に330本施工いたします。以上で説明を終わります。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長(谷 康男君) これから質疑を行います。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(谷 康男君) 質疑がないようですから、質疑を終わります。 これから討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(谷 康男君) 討論なしと認めます。討論を終わります。 これから採決します。

議案第24号は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(谷 康男君) 異議なしと認めます。よって、議案第24号竹生漁港防波堤建設地 盤改良工事に係る工事請負契約については原案のとおり可決されました。

次、日程第8、議案第25号竹生漁港防波堤建設ブロック製作工事に係る工事請負契約についての内容説明を求めます。建設課長。

○建設課長(唐橋幹隆君) 議案第25号竹生漁港防波堤建設ブロック製作工事に係る工事 請負契約につきましてご説明いたします。

上程議案集34ページをお開きください。

提案理由につきましては、議案第24号で説明しました竹生漁港に防波堤を建設する工事 でございます。

予定価格が5千万円を超えますことから、小豆島町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条及び地方自治法第96条第1項第5号の規定により議会の議決を求めるものです。

1、契約の目的は、竹生漁港防波堤建設ブロック製作工事でございます。 2、契約の方法は、指名競争入札による契約でございます。 3、契約の金額は7,436万円でございます。 4、契約の相手は、香川県小豆郡小豆島町安田甲226番地 2、株式会社木村代表取締役木村一利でございます。

35ページをお開きください。

工事の概要です。1、工事名、2、契約金額、3、落札業者は、先ほどご説明したとおりです。4、工期は、町が指定する日からとし、本議会の承認の日から令和3年12月17日までです。5、工事概要は、セルラーブロック総数15個の製作です。6、入札業者は、指名を行った業者は11社で、参加業者は9社、辞退が2社です。

次に、36ページの図面をご覧ください。

標準断面図をご覧ください。形状は3種類あります。主な形状は、5.2メートル掛ける4.77メートル、高さが5.3メートルのセルラーブロックを総数15個製作する工事です。製作場所につきましては、内海港草壁地区最終処分場を予定しております。今後の予定としましては、ノリの時期は海上工事ができないため、令和3年度は地盤改良とブロック製作を行い、令和4年度に基礎捨て石とセルラーブロックの据付け、令和5年度に上部工を行う予定でございます。以上で説明を終わります。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長(谷 康男君) これから質疑を行います。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(谷 康男君) 質疑がないようですから、質疑を終わります。 これから討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(谷 康男君) 討論なしと認めます。討論を終わります。 これから採決します。

議案第25号は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(谷 康男君) 異議なしと認めます。よって、議案第25号竹生漁港防波堤建設ブロック製作工事に係る工事請負契約については原案のとおり可決されました。

~~~~~~~~~~~~~

日程第9 議案第26号 令和3年度小豆島町一般会計補正予算(第1号)

- ○議長(谷 康男君) 次、日程第9、議案第26号令和3年度小豆島町一般会計補正予算 (第1号)を議題とします。提案理由の説明を求めます。町長。
- ○町長(松本 篤君) 議案第26号令和3年度小豆島町一般会計補正予算(第1号)について提案理由のご説明を申し上げます。
  - 一般会計において追加補正をお願いします額は3,440万7千円でございます。

補正の内容といたしましては、総務費474万5千円、衛生費1,994万7千円、教育費971万5千円となっております。

詳細につきましては、担当課長から説明いたしますので、ご審議のほどよろしくお願い 申し上げます。

- ○議長(谷 康男君) 企画財政課長。
- ○企画財政課長(川宿田光憲君) 議案第26号令和3年度小豆島町一般会計補正予算(第

1号)についてご説明を申し上げます。

上程議案集の37ページをお開き願います。

第1条は、歳入歳出予算の補正で、既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ3,440万7千円を追加し、歳入歳出予算の総額を95億3,140万7千円とするものでございます。

続きまして、補正予算の内容についてご説明を申し上げます。

別冊の令和3年度小豆島町一般会計補正予算(第1号)説明書の6ページ、7ページを お開き願います。

今回の補正予算につきましては、草壁港のバス停整備工事と新型コロナウイルス感染症 に対応する補正が主な内容となっております。

まず、歳入でございます。

15款国庫支出金、2項1目1節総務費補助金3,153万2千円につきましては、説明欄に 記載のとおり、新型コロナウイルス感染症に対応するための財源として、地方創生臨時交 付金を計上するものでございます。

同じく2項7目1節小学校費補助金63万2千円と2節中学校費補助金15万8千円につきましては、小・中学校における感染防止対策を実施する事業に対する文部科学省の補助金をそれぞれ計上いたしております。補助率は2分の1でございます。

次に、19款繰入金、1項5目1節ふるさとづくり基金繰入金208万5千円でございますけれども、草壁港のバス停工事の財源として178万5千円、それから町営バス三都東線の再編に当たり、乗合タクシーを6月から実施する予定でございますが、許認可等の手続等に要する経費の財源として30万円、合わせて208万5千円につきまして、ふるさとづくり基金を活用するものでございます。以上、歳入の補正額合計は3,440万7千円でございます。

次に、歳出の説明を申し上げます。

8ページ、9ページをお開き願います。

まず、2款総務費、1項14目公共交通対策費、12節委託料の205万1千円であります。 説明欄1の乗合タクシー運行体制整備業務委託料30万円につきましては、歳入でも申し上 げましたとおり、町営バス三都東線の再編に当たりまして、6月から乗合タクシー事業を 実施する予定でございますが、国土交通省の許認可に対する申請手続の事務、それから予 約専用ダイヤルの設置等に要する事務を株式会社かんかけタクシーへお願いしたいと考え ており、その委託に要する経費を計上いたしております。

次に、説明欄2の交通系ICカード全国共通利用サービス運営体制整備業務委託料

175万1千円につきましては、昨年12月補正で議決を賜りました交通系ICカードの10カード化事業の実施に当たり、町営バス三都西線の売上げデータを管理するため、データ管理室の整備をはじめ、データ処理用のパソコン、それから事務机等の環境の整備を株式会社かんかけタクシーにお願いし、その委託に要する経費を計上いたしております。なお、10カードの導入につきましては10月を予定いたしております。次に、14節工事請負費草壁港バス停整備工事の178万5千円につきましては、国道436号線の道路拡張工事に伴い、草壁港の国道より海側のバス停につきまして、草壁港のゲートの西側、こちらに今移動させておりますけれども、星城小学校の児童をはじめ、利用者の方の利便性を高めるために、新たにバス停を設置する工事費でございます。

次に、3項1目戸籍住民基本台帳費、10節需用費、消耗品費1万8千円と17節備品購入費、機械器具等89万1千円につきましては、住民生活課の窓口の混雑を解消し、新型コロナウイルス感染拡大を防止する観点から、高性能番号発券機の導入に要する経費を計上いたしております。現在、個人番号カードの新規取得あるいは電子証明書の更新手続によりまして、窓口での待ち時間が長くなっている傾向にございまして、戸籍等の一般の窓口とマイナンバーの窓口を発券機により区分し、混雑の解消と町民の皆様の利便性を向上させたいと考えてございます。

次に、4款衛生費、1項1目保健衛生総務費、10節需用費、消耗品費の27万9千円でございます。こちらにつきましては、新型コロナウイルス感染拡大の影響等により、経済的な理由から生理用品の購入が困難な女性を支援するため、小豆島中央高校をはじめ、健康づくり福祉課、池田窓口センター、社会福祉協議会に生理用品を常備し、必要とする方に無償で提供するものでございます。

同じく6目新型コロナウイルスワクチン接種事業費の1,966万8千円でございます。まず、7節報償費の1,880万円につきましては、新型コロナワクチンの接種に係る協力金を計上いたしております。内訳を申し上げますと、高齢者施設における接種協力金として、ドクターお一人1回3万円、看護師1人1回1万円の2名分で2万円、合わせて1回当たりの接種協力に対し5万円の単価とさせていただきまして、回数では40回の想定、接種は2回必要になりますので、高齢者施設分で400万円を計上いたしております。また、医療機関での個別接種への協力金として、8つの医療機関へ1日当たり1万円、185日の想定で1,480万円を計上いたしております。高齢者施設分と医療機関分を合わせて接種協力金として合計1,880万円でございます。その下の10節需用費、消耗品費21万7千円、11節役務費、通信運搬費20万1千円につきましては、新型コロナワクチン接種の概要をはじめ、

今後の接種予定やワクチン接種の流れをお知らせするために作成いたしました周知チラシ 6,900部の費用、それから郵送代の経費を計上いたしております。その下の17節備品購入 費、機械器具等45万円につきましては、ワクチンを保存する冷蔵庫1台を介護保険施設に 整備する費用、こちらを計上いたしております。

次に、10款教育費、2項1目学校管理費、10節需用費、消耗品費の146万4千円でございますけれども、1つは文部科学省の補助金を活用し、各小学校において消毒液、あるいはペーパータオル等の感染防止用品を購入するための経費、こちらが126万4千円と、経済的な理由で生理用品の購入が困難な児童を支援するため、各小学校に生理用品を常備するための経費、こちら20万円を計上いたしております。

同じく3項1目学校管理費、10節需用費、消耗品費の51万6千円ですけれども、こちらも小学校費と同様に中学校におきまして感染防止用品を購入する経費31万6千円、それから生理用品を常備するための経費20万円を計上いたしております。その下の12節委託料、小豆島中学校体育館空調設備整備工事設計委託料の399万5千円につきましては、今後の大規模災害発生に対応するためには感染の防止、あるいは熱中症予防の観点から、大きな空間で多人数を収容できる避難所確保の必要性が高まってございます。その中で、学校体育館にエアコンを整備する自治体が増えてございます。本町におきましても、避難時の3密の回避、あるいは熱中症対策を推進する観点から、小豆島中学校体育館にエアコンを整備するための方法、あるいは事業費、こちらを把握するために設計委託料を計上したものでございます。

ページをめくっていただきまして、10ページ、11ページをお開き願います。

4項3目小豆島こどもセンター費、14節工事請負費、小豆島こどもセンター空調設備整備工事の374万円につきましては、昨年12月議会におきましてこどもセンターの保育室等にエアコンを整備する予算の議決を頂戴しましたが、職員室、保健室についてもエアコンの更新工事を実施し、施設全体のエアコン整備を完了させようとするものでございます。以上、歳出の補正額合計は3,440万7千円となってございます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

- ○議長(谷 康男君) これから質疑を行います。質疑はありませんか。鍋谷議員。
- ○12番(鍋谷真由美君) 3点お尋ねします。

ワクチン接種のところで、周知のチラシを全戸に送っていただいて、それは皆さん分かりやすくてよかったと思うんですけれども、5歳刻みということで混乱を避けるためだとは思うんですが、県下でワクチン接種の時期がすごく一番遅くなっているのはどういうこ

となのか、もう少し早くできないのかというところをちょっとお尋ねしたいと思います。

それと、生理用品のところで、経済的理由でということで窓口に置く、また学校に常備ということなんですけれども、この周知とかもらい方、何か窓口でもらいに行くとかいうのはちょっとハードルが高いのかなと。それは、どういうふうな形で行おうとしているのか。また、学校に常備と言われたんですけれども、学校のどこに常備をするのか、お尋ねします。

それと、体育館の空調、中学校に整備していくということなんですが、小学校の体育館 についてはどのようなお考えをされているのか、お尋ねします。以上です。

- ○議長(谷 康男君) 健康づくり福祉課長。
- ○健康づくり福祉課長(濵田 茂君) 1点目のワクチンの接種時期についてのご質問にお答えいたします。

初めに、このワクチン接種につきましては、当初予定は令和4年2月末までに全住民、 希望する住民に接種してくださいというような内容でございました。これを受けまして、 小豆2町でどのように接種をしていけばいいのかということを検討いたしまして、小豆2 町共同で接種する対象がおよそ約2万人、これを接種するとすれば約4万回。このために 必要となるのは、1日200回の接種が必要ということで、医師会に協力を申し出まして、 それに応えて接種計画を作成いたしました。これで実施をしていこうとしたんですが、国 のほうから突然7月末までに高齢者への接種を完了するというような目標が掲げられまし た。一概に65歳以上の高齢者と言われましても、各自治体によりまして、例えば高松市で あれば人口の3分の1、小豆島町におきましては、もう対象者の半数が完了するというよ うな計算になります。このためには、現実1日400回の接種を行わなければならないとい うことになりますが、何分限られた医療資源、医師会の先生方も大変ご理解をいただいて ご協力をいただいてるんですが、これ以上の積み増しというものが非常になかなか難しい というのが現状で、正直な見込みを算出して10月中の完了というふうに報道で発表された というのが現状です。これで、ただ医師会の先生方も非常に危機感を持ちまして、さらに 接種ができないかということで、現在集団接種に向けての準備を進めているのが現状で す。あと6月になれば、内海診療所で金曜日、僅かですが50回程度の接種を開始すること と、あと6月の同じく第1週から研修医の派遣を受けて、イマージュセンターで集団接種 ができないかというところで調整しているのが現状でございます。

2点目の生理用品のもらい方でございますが、当課の担当は小豆島中央高校と役場関係、あと社会福祉協議会関係でのご相談があった方へのお渡しになります。高校につきま

しては、保健の養護の先生にお願いすることとしておりまして、あとの窓口につきましては、坂出市がプリンセスプロジェクトとかいうような形で、ちょっとシールのようなものを用意しておりまして、声を出さずにこのシールを指させば、これの配付が受けられるというか、相談を受けられるというような体制を構築しておりますので、こういうものを参考に事業を実施したいと考えております。以上です。

- ○議長(谷 康男君) こども教育課長。
- ○こども教育課長(後藤正樹君) 生理用品は学校のどこで保管するのかというご質問で ございましたけれども、一応保健室、従来どおりのところへ保管していただこうと思って おります。

それから、3つ目の体育館のエアコンについて、小学校の体育館はということですけれども、今のところ考えておりません。

- ○議長(谷 康男君) 鍋谷議員。
- ○12番(鍋谷真由美君) 生理用品についてですけれども、今回は経済的理由、貧困対策という形ですけれども、今全国でジェンダー平等の立場でトイレットペーパーと同様にトイレに置くということ、そういう流れといいますか、そういうことを目指しているというところで、ぜひご理解いただいて、学校でもトイレに置くというところをぜひ目指していただきたいと思います。以上です。
- ○議長(谷 康男君) ほかに質疑ありませんか。安井議員。
- ○11番(安井信之君) 高齢者に対してワクチン接種の状況はどういうふうになってます。言うたら、今テレビやあんなんの報道では、なかなかそういうような部分にアクセスがしづらいという人がおられるというふうに聞いておりますので、その辺どういうふうな形になっているのか、お伺いしたいと思います。
- ○議長(谷 康男君) 健康づくり福祉課長。
- ○健康づくり福祉課長(濵田 茂君) ワクチン接種のご案内につきましては、他市町の 状況を鑑みまして、年齢を細かく刻みましてご案内をして、接種の受付をしているのが現 状です。一番最初に90歳代以上、その次に85歳以上、その次に80歳以上という方に段階的 にご案内をしておりまして、現在は2回目の85歳以上の方の受付が中心となっておりま す。やはり、受付開始日の初日は大体300件程度の予約を受けております。それぞれ。た だ、やっぱり非常に電話回線がつながりにくいような状況となっております。ただ、翌日 になりますと、90歳以上の場合でしたら予約の申込みは50件以下になりまして、1日とか 2日置いていただくと受付がしやすいというような状況になっておりますので、そのあた

りは各種団体とかいろんな方にいろいろ周知して、初日以外の申込みをお願いしていると ころでございます。なお、予約に対する接種枠につきましては、十分枠が確保されてます ので、その点はご理解をいただきたいと思います。

予約の状況は、そのような状況になっておりますが、具体的な接種につきましては、来週の5月24日から郡内の個別の医療機関で接種が可能となっております。具体的には、郡内の医療機関でおよそ1週間に1,150回程度の接種が受けられるような状況となっております。これで、収まる範囲で対象者にご案内をしていますので、ご理解をいただきたいと思います。併せて、今週からは各高齢者施設、こちらのほうにも随時医療機関が出向いて接種を進めておりますので、ご理解をいただきたいと思います。以上です。

- ○議長(谷 康男君) 安井議員。
- ○11番(安井信之君) 私が聞きたいんは、言うたらそういうような申請なりをようしない人もおるんちゃうんかなというふうなことで、そういうような人に対してはどういうふうなフォローをしていこうと考えているのか、これが一番問題かなと思う。したいんやけど、そういうような部分が、まあ言うたら認知症とか、そういうふうな部分で自分ではできんとか、そういうような方もおられると思いますんで、その辺はどういうふうに対応していこうと考えているのか、お伺いします。
- ○議長(谷 康男君) 健康づくり福祉課長。
- ○健康づくり福祉課長(濵田 茂君) 現在のところ、予約の仕方で困っているというようなご相談は受けておりませんが、具体的には民生委員さんとか、各地区の公民館主事さん、あと老人クラブの会長さんとかにお願いをして、何かご相談があればちょっと書き方とか電話の仕方とかをお伝えくださいというふうにご依頼をしているところでございます。以上です。
- ○議長(谷 康男君) 森崇議員。
- ○9番(森 崇君) 今回、この声が高いというか、物すごい人から質問いっぱい受けるんですけど、地区の代表いうんかな。各苗羽、安田とかいうとこの代表者が集まってもらって、この概略説明したほうがええんじゃないかと。僕らではやりにくいんで、そのところはどうするかと。もう一つは、施設に入っている人はどなんするんでしょうか。
- ○議長(谷 康男君) 健康づくり福祉課長。
- ○健康づくり福祉課長(濵田 茂君) 代表者の方につきましては、先ほど安井議員さんからご質問いただきましたとおり、その場では自連の会長さんはお答えしませんでしたが、自治連合会の総会でもこのワクチンについてはご説明をいたしまして、先ほど申し上

げたその他の主たる人にもご説明をしているので、希望がありましたら密にならない程度 で各種団体に出向いてご説明をしたいと思っております。

あと施設入所者につきましては、先ほど言いましたけど、今週から各施設のほうに医療 機関の先生が出向いて個別に接種を進めているところでございます。来月の中頃ぐらいに は、全て完了するのではないかというふうに考えております。以上です。

○議長(谷 康男君) 大川議員。

○7番(大川新也君) コロナの接種の件ですけど、これ先日四国新聞に全県下市町が出ましたよね。65歳未満の開始が。小豆島町だけが10月。先ほど課長のほうから説明も多少ありましたけど、土庄町が9月なんですね。その1か月の違いが、やはり住民の方には同じ小豆島の中にあって2町しかないのに、なぜ1か月、小豆島町は10月以降と、土庄は9月と、65歳未満の開始がね。同じ小豆島郡内、人口も変わらない。ワクチンの数も同じぐらい多分来ると思います。医師の関係も同じぐらいの個人病院もあると思いますが、そのあたりで国へ出した10月以降というのが、やはり香川県下で一番遅いというのが、あの記事が出た後すぐに私住民の方から何でやというふうに来ました。そのあたり、接種する医師の数が少ないんですと、小豆島はというふうに私は思ってますけど、そのあたりやはり住民関心持ってます。今一番関心持ってますのはワクチンの接種です。自分らはいつ来るか。先日のチラシにも、先ほど課長申しましたように各公民館へ行って聞いてくださいとか、そういうようなこともあまり詳しく書いてなかったと思うんですよね。高齢者の方、字は小さいし読みにくいしというふうな不満も出てきてますので、そのあたりをもう少し高齢者に対応できるような周知をやっていってほしいと思いますが、その辺はいかがでしょうか。

それともう一点、三都線の乗合タクシーの関連ですけど、現状今かんかけタクシーに委託して、年間どれぐらいの費用で委託しているのか。また、今度乗合タクシーに変えるというのは、昨日私タブレット見ましたら、そういうような見直しでそういうふうな具体的な時刻表まで出ておりましたが、やはりタクシーに変えて予約制で、予約がない日は走らないというふうなことまで出ておりましたけど、どれだけの金額を想定しているのか。乗合タクシーにしたら。そのあたりが全然我々知らなかったんで、昨日初めてそういうふうな情報がありましたけど、今までの費用と乗合タクシーに変えた場合の費用、それとやはり利用者の数ですね。そのあたりもやはり考えて継続して乗合タクシーでやっていくのかどうかをお聞きしたいと思います。

もう一点、草壁港のバス停の整備ですけど、海側の整備は分かりましたが、山側の整備

も土地の関係もあると思うんですけど、早急に急いでいただかなければ、先日の連休でもかなりの観光客の方が山側のバス停で待っておりました。屋根もない、ベンチもない。果たしてそれで観光客が、ああ小豆島に来てよかったなというふうなことができるかどうか。海側ができるんであれば山側、今後どういうふうな、いつ頃になるかということをお聞きしたいと思います。

もう一点、戸籍住民票のマイナンバーカードの窓口と一般の窓口を高性能の発券機器、 現状今、夜間開庁をしてマイナンバーカードの申請等も行っておりますが、今現時点でど れぐらいの発行率というか、受付を行っているのか。昼間に、それほどマイナンバーカー ドの手続に来る方が多いのかどうか、どのぐらいの人数が来てるから戸籍等窓口を発券機 によって変えていくのかいうのを、ちょっと数字的にお願いしたいと思います。

- ○議長(谷 康男君) 健康づくり福祉課長。
- ○健康づくり福祉課長(濵田 茂君) 1点目のなぜコロナワクチン接種が土庄と差が生じているのかというようなご質問についてお答えを申し上げます。

初めに、10月末に見込まれるということにつきましては、先ほど安井議員の説明で申し上げたところでございますが、これにつきましては主たる要因としましては、中央病院の建設時にも問題になったとは思いますが、小豆郡は外来医師の数が非常に少ないというのが現状でございます。外来医師偏在指数というものがありますが、これは10万人当たりの外来医師の数で、年齢調整等を行った数字でございますが、これが全国で下から2番目、335ぐらいに位置するということで、非常に医師が少ないというのが最たる接種が進まないという理由でございます。

そこで、なぜ土庄と差が出てくるのかということでございますが、これは事務局の力不足というところが非常に大きいと反省はしておりますが、土庄には旧土庄中央病院に勤務して、土庄保健所で所長をされた医師が退職をされて、今回の集団接種に土庄にご協力するというような体制が整ったということで、その1名の医師の存在が一月の差になって生じてしまったということで、これにつきましては事務局の力不足ということでご迷惑をおかけしております。

また、住民への周知につきましては、分かりやすい周知に今後も努めてまいりたいと考えております。以上です。

- ○議長(谷 康男君) 企画財政課長。
- ○企画財政課長(川宿田光憲君) 私からは、まず三都東線の乗合タクシーの件でございますけれども、現在これは予算委員会でもご審議賜りましたけれども、かんかけタクシー

への運行委託ということで1,800万円程度を委託料として予算化させていただいております。この再編に当たりまして、大川議員からも度々1便当たりの乗車が少ないじゃないかと、早く見直せというようなご指摘を度々頂戴いたしまして、我々も石場、牛ヶ浦、小池、長崎、小蒲野の地元の方々にご説明に参り、この再編についてのご理解をいただいたわけでございます。

新たに発生する費用でございますけれども、かんかけタクシーに1回につき3千円ということで今調整をしておりますけれども、どうもこれまで調べておりますと、常時利用されているのは5人ぐらいです。それは、毎日利用するわけではなくて、それをならしますと1便0.7人とかになります。ですので、年間で恐らく100万円ぐらい、1回に月3千円、ならして100万円ぐらいかなあと今予想しておりますが、これはしばらく様子を見させていただけたらと考えてございます。

それから、草壁港の山側のバス停、こちらの整備のご指摘でございますけれども、こちらにつきましては当初予算にその費用を計上させていただいておりまして、現在用地交渉を順次行っております。4月に入ってから。ようやく地権者の方のご理解を賜れまして、土地の購入契約のほうに移れるかなということで、それに併せて海側、山側含めて、可能な限り早く実施したいということで考えてございます。以上でございます。

- ○議長(谷 康男君) 住民生活課長。
- ○住民生活課長(谷本靜香君) お尋ねのマイナンバーカード交付あるいは窓口の発券機の関係ですけれども、まず1点目の発行の状況ですが、小豆島町につきましては人口に対しますカードの交付率、これは29%程度でございます。全国平均が30%程度でございますので、やや伸び悩んでおるような状況にございます。

一方、今回補正予算にも計上いたしました番号発券機の関係なんですけれども、ピーク時に20組程度お待ちいただくような状況になっております。マイナンバーカードの交付につきましては、写真撮影まで本課のサービスでやらせていただいておりますので、1人当たり、1組当たりの事務処理時間、最長で15分以上かかるケースもございます。そういった状況の中で順番に受付しておりますので、諸証明の関係、この交付についてはもう数分で完了いたします。これをさび分けしまして、よりスピーディーに、より多くの人員をこなしていきたいと考えております。今回の番号発券機でそういったさび分けをして、処理能力向上と滞留される方が非常に多くなってきておりますので、この拡散化ということを考えております。以上です。

○議長(谷 康男君) 柴田議員。

○8番(柴田初子君) ちょっと、2点ほどお聞きしたいと思います。

先ほどの生理用品の件ですけれども、4月12日の日に町長、教育長に宛てまして緊急の要望をいたしました。これは、コロナウイルス関連で、世界中で今生理の貧困が広がってるということで、その分に対しての対応はしていただけないかということで要望いたしました。早速に、いろいろと中学校、小学校ほかの生徒さんとか、社会人の女性の方への対応をしていただきました。本当に、早い対応でよかったなとは思っております。

それと、生理用品の備蓄、併せてあれ備蓄用品なんですけれども、備蓄用品はこれは今出ているのは新たに購入するんではないかと思うんですけれども、同じく生理用品が備蓄用としての数結構あるように聞いております。それで、大体3年ぐらいとなってるらしいんですけど、メーカーさんのほうでは。小豆島町としては、約5年近くなってる備蓄用品が、生理用品があると。この分の活用方法はどういうふうにしていかれるのか。ちょっとこれ関連になるんでお聞きしたいと思います。

それと、今の町営バスの分ですけれども、東線が今こういうふうに人数が少ないので変わっていくんですけれども、今までの東線の分ではたしか登録制になるっていうふうにはチラッとお聞きしたんですけれども、この登録をされた方は、今常時大体5人ぐらいはというお話ですけれども、どれぐらいの方が登録をされているのかと、住民には早くから周知をしているようでしたけれども、まだまだどないなるんかなあって心配されてる方もおいでましたりして、やっぱり高齢者の方1回ぐらい聞いただけではなかなか分かりにくいというか、もう少し丁寧な周知をしていただいているとは思うんですけれども、さらに丁寧な周知をお願いしたいと思います。

それと、バス停の時刻表が6月1日からなので、すぐには変えられないと思うんですけれども、そのバス停にここで6月から変わりますよというふうな、そういう表示とかするというのは考えておられるんでしょうか、2点お願いします。

- ○議長(谷 康男君) 総務課長。
- ○総務課長(久利佳秀君) 私のほうから生理用品の備蓄品の件についてご説明させていただきます。

まず、今回要望がございました中で、備蓄品の活用ができないかというお話があったかと思います。ただ、柴田議員もおっしゃいましたように、使用できるのは3年程度。本来、使用期限というのはないんですけれども、メーカーのお話では3年程度じゃないかという中で、私どもの備蓄品が5年ほど経過しておりますので、これをちょっと住民の方にお渡しするのはいかがなものかということで、備蓄品を回すというのは今現在考えており

ませんで、それに変わりまして教育委員会、また健康づくり福祉課のほうで対応をさせていただいたということでございます。

本来の備蓄品につきましては、現在の方針のための予算を毎年計上させていただいておりますので、その中で更新を今年度やっていきたいというふうに考えております。以上です。

- ○議長(谷 康男君) 企画財政課長。
- ○企画財政課長(川宿田光憲君) 東線の見直しに当たりまして丁寧な説明をということでございますけれども、まずどのぐらいの方が登録されるかということでございます。先ほど申し上げましたとおり、石場から小蒲野まで全ての自治会を回らせていただきました。現在、使われているのは、どうも5名だということが分かってきたわけでございますけれども、やはりこれからまだ高齢化が進むということで、今はまだ大丈夫だけれども登録をしておきたいというようなお声も頂戴しております。ですので、5名ではなくて、恐らく10名を超えるような方ではないかなと思っておりますが、これまた今から丁寧にご案内したいと考えておりますので、正確な数字はもうしばらくお待ちいただければと考えております。

それから重ね重ねになりますが、高齢者の方にとってはなかなか理解、タクシーとどう違うんだというようなお声を説明会のときでも何度もいただきまして、10回ぐらい言ったんですけどなかなか理解いただけない方もおいでまして、もうこれは始まってからさらに丁寧にやるしかないなと思っております。ですので、その辺は一生懸命汗をかきたいなと考えております。

最後に、バス停でございますが、もちろんこれは新しく変わるところにこう変わります よということで、乗合タクシーといえどもこれは時刻を定めたバスでございますので、こ の時刻についてはしっかりと周知したいというふうに考えてございます。以上です。

- ○議長(谷 康男君) ほかに質疑ありませんか。安井議員。
- ○11番(安井信之君) 先ほど、総務課長のほうで生理用品を破棄するような言い方だったと思うんですが、それじゃなくて、そういうような課題のある商品ですよというふうな形で配る方法を検討してもらったほうがいいんかなと思いますが、ずっとそういうようなんで破棄を考えとるんですか。余ってる分に関して。
- ○議長(谷 康男君) 総務課長。
- ○総務課長(久利佳秀君) 先ほどの説明で、そういうふうに取られたかとは思いますが、破棄するわけではございませんで、備蓄品、緊急時であればそういったものも実際は

活用可能だとは考えております。ただ、通常にお渡しする分には、やはりいかがなものか ということでございますので、新たに購入はいたしますけれども、現行のものをすぐに破 棄するという考えではございませんので、ご理解いただけたらと思います。

○議長(谷 康男君) ほかに質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(谷 康男君) 質疑がないようですから、質疑を終わります。 これから討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(谷 康男君) 討論なしと認めます。討論を終わります。 これから採決します。

議案第26号は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(谷 康男君) 異議なしと認めます。よって、議案第26号令和3年度小豆島町一般会計補正予算(第1号)は原案のとおり可決されました。

以上で本臨時会の全日程を終了しましたので、会議を閉じます。

これをもちまして令和3年度第1回小豆島町議会臨時会を閉会します。 ご苦労さまでした。

閉会 午前11時15分

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

令和 年 月 日

小豆島町議会議長

小豆島町議会議員

小豆島町議会議員